

平成26年生駒市議会（第3回）定例会議案

平成26年6月10日

生 駒 市

平成26年生駒市議会（第3回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 1 号	平成25年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	1～2
報告第 2 号	平成25年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 3 号	平成25年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	4
報告第 4 号	平成25年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	5
報告第 5 号	平成25年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書	6
議案第 44 号	第5次生駒市総合計画後期基本計画を定めることについて	7
議案第 45 号	平成26年度生駒市一般会計補正予算（第2回）	8～10
議案第 46 号	生駒市市民投票条例の制定について	11～23
議案第 47 号	生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	24～29
議案第 48 号	生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例の制定について	30～31
議案第 49 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第 50 号	生駒市監査委員の選任について	33
議案第 51 号	生駒市病院事業推進委員会委員の任命について	34

平成 25 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国県支出金	地方債	地方債	その他		
民生費	社会福祉費	障がい者支援事業	10,600,000	7,791,768		324,000				7,467,768	
	児童福祉費	児童福祉経費	14,918,000	12,074,400		12,074,000				400	
衛生費	保健衛生費	私立保育所施設整備助成事業	130,782,000	130,781,000		116,250,000				14,531,000	
		街路灯・防犯灯整備事業	29,449,000	29,449,000		16,197,000					13,252,000
土木費	道路橋梁及び河川費	道路橋梁維持補修事業	28,150,000	28,150,000		15,482,500		12,600,000		67,500	
		通学路安全対策事業	15,300,000	15,300,000		8,415,000		6,800,000		85,000	
		生駒駅北口交通広場改修事業	54,600,000	54,600,000		14,999,000		11,000,000		28,601,000	
		企業誘致関連道路整備事業	115,730,000	96,990,049		47,569,184		34,800,000		14,620,865	
		道路新設改良事業	107,300,000	95,958,907		26,583,678		11,000,000		58,375,229	
消費防費	都市計画費	河川水路改修事業	13,318,000	12,100,620		4,457,014		5,600,000		2,043,606	
		まちづくり推進事業	16,420,000	16,420,000						16,420,000	
消費防費	消費防費	消防施設整備事業	7,527,000	7,526,400				7,500,000		26,400	

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国県支出金	地方債	その他		
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	477,060,000	477,059,950		139,355,975	148,700,000		189,003,975	
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	47,751,000	36,884,000					36,884,000	
	保健体育費	体育施設整備事業	115,580,000	115,580,000		37,247,000	74,400,000		3,933,000	

平成26年6月10日提出

生駒市長 山下 真

平成 25 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	財源 その他	
事業費	事業費	生駒駅前市街地再開発第二地区等	266,500,000	260,261,000		102,667,000	70,800,000		86,794,000

平成 26 年 6 月 10 日提出

生駒市長 山下 真

平成25年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	その他	
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	300,000,000	270,000,000		91,000,000	178,900,000		100,000
		流域下水道事業	11,600,000	11,600,000			11,500,000		100,000

[単位 円]

平成26年6月10日提出

生駒市長 山下 真

平成25年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	円 103,013,000	円 30,879,000	円 69,800,000	円 0	円 55,895,000	円 13,905,000	円 2,334,000	円 0	関連工事等の進捗に合わせため

平成26年6月10日提出

生駒市長 山下 真

平成25年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成25年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越に要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	円	
1資本的支出	1建設改良費	病院施設 実施設計 及び工事 監理業務	203,700,000	8,300,000	111,652,400	119,952,400	28,356,300	91,596,100	91,596,100	91,596,100	0	
		病院施設 建築工事	9,060,000,000	1,440,000,000	960,000,000	2,400,000,000	957,600,000	1,442,400,000	1,442,400,000	1,442,400,000	0	

平成26年6月10日提出

生駒市長 山下 真

議案第 44 号

第5次生駒市総合計画後期基本計画を定めることについて

別冊のとおり第5次生駒市総合計画後期基本計画を定めることにつき、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成25年6月生駒市条例第22号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

生駒市長 山下 真

平成 26 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

平成 26 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,828 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,309,828 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 6 月 10 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		2,198,509	19,828	2,218,337
	2 県補助金	669,472	19,828	689,300
歳 入 合 計		36,290,000	19,828	36,309,828

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		13,263,310	19,828	13,283,138
	1 社会福祉費	5,154,239	19,828	5,174,067
歳 出 合 計		36,290,000	19,828	36,309,828

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	619,486	19,828	639,314	1 社会福祉補助金	19,828	介護基盤緊急整備等臨時特別補助金 7,828 施設開設準備経費助成特別対策事業補助金 12,000
計	669,472	19,828	689,300			

[単位 千円]

歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				国県支出金	地方債				
6 介護保険費	1,165,150	7,828	1,172,978	7,828 (県補)			19 負担金補助及び交付金	7,828	介護基盤緊急整備等特別補助金
9 社会福祉施設整備事業費	53,872	12,000	65,872	12,000 (県補)			19 負担金補助及び交付金	12,000	施設開設準備経費補助金
計	5,154,239	19,828	5,174,067	19,828					

[単位 千円]

生駒市市民投票条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年6月10日

生駒市長 山下 真

生駒市市民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、市政にかかわる重要事項について、生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号。以下「自治基本条例」という。）第44条及び第45条の規定による市民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

(市政にかかわる重要事項)

第2条 市民投票に付することができる市政にかかわる重要事項（以下「重要事項」という。）とは、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民に直接その賛否の意思を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 本市の権限に属さない事項。ただし、本市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき投票を実施することができる事項

- (3) 本市の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部の事務処理に関する事項
 - (4) 市民投票を実施することにより、特定の個人又は団体の権利等を不当に侵害し、又はそれらへの不当な利益を供与するおそれのある事項
 - (5) 専ら特定の地域に関係する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市民投票を行うことが適当でないと認められる事項
- (投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市に住所を有する年齢満18歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国籍を有する者のうち、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日。以下同じ。）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 次に掲げる者のうち、本市に住民票が作成された日から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの
 - ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者（前号イに該当する者を除く。）のうち、本市に住民票が作成された日から引き続き5年を超えて本市の住民基本台帳に記録されているもの

の

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票権を有しない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（次号において「選挙関係規定」という。）により選挙権を有しない者

(2) 前項第1号の規定に該当する年齢満18歳以上20歳未満の者並びに同項第2号及び第3号の規定に該当する年齢満18歳以上の者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙関係規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

（市民投票の請求又は発議等）

第4条 投票資格者は、重要事項について、その総数の6分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対し、書面により市民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をすることができる。

2 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の議決により市民投票を発議したときは、市長に対し、書面により市民投票の実施の請求（以下「議会請求」という。）をすることができる。

3 市長は、自ら市民投票の発議（以下「市長発議」という。）をすることができる。

4 前項の場合において、市長は、必要に応じ自治基本条例第55条の生駒市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができる。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、既に請求又は発議に係る手続が

開始されている場合においては、当該請求又は発議に係る市民投票の手続が行われている間は、何人も、当該市民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、市民投票を請求し、又は発議することができない。

(市民投票の形式)

第5条 市民請求、議会請求及び市長発議に当たっては、市民投票に付そうとする事項について二者択一で賛否を問う形式により行わなければならない。

(代表者証明書の交付等)

第6条 市民請求をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、規則で定めるところにより、市民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する市民投票の形式に該当すること（以下これらを「市民投票請求要件」という。）の確認を請求し、かつ、書面により代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があったときは、委員会に意見を求めなければならない。

3 市長は、委員会の意見を基に第1項の規定による請求及び申請の内容を審査し、市民投票請求要件に適合していると認められるときは速やかに代表者に代表者証明書を交付し、適合していると認められないときは代表者にその旨を通知するとともに、審査の結果を告示しなければならない。

4 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

(署名等の収集)

第7条 代表者は、市民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、奈良県の議会の議員若しくは知事又は市議会議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間については、署名等を求めることができない。

3 署名等は、前条第3項の規定による告示の日から1月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間があったときは、当該期間を除き、前条第3項の規定による告示の日から31日以内とする。

（署名簿の提出等）

第8条 代表者は、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、前条第3項に規定する期間の満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、同項ただし書に規定する期間の満了の日）の翌日から5日以内に全ての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

（審査名簿の調製）

第9条 市長は、規則で定めるところにより、審査名簿（第6条第3項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める閲覧の期間内に書面により市長に異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、申出人を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

（署名等の審査）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から20日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に

書面により市長に異議を申し出ることができる。

- 4 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効な署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。

(市民投票の実施)

第11条 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は市長発議をしたときは、市民投票を実施するものとする。

- 2 市長は、市民投票を実施しようとするときは、速やかに、次の各号に掲げる市民投票の区分に応じ当該各号に定める者にその旨を通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(1) 市民請求による市民投票 当該市民請求に係る代表者及び市議会議長

(2) 議会請求による市民投票 市議会議長

(3) 市長発議による市民投票 市議会議長

(市民投票の期日)

第12条 市長は、前条第2項の規定による告示の日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲内において市民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により定めた投票日に選挙が行われるときその他市長が

特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の少なくとも7日前までにその期日を告示しなければならない。

4 前項の規定による告示の日以後、天災その他避けることのできない事故その他特別な事情により市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を告示し、及び変更後の投票日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

(情報の提供)

第13条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、重要事項に係る市が有する情報を分かりやすく整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の整理、資料の閲覧及び必要な情報の提供に当たっては、公平性及び中立性を保持しなければならない。

(投票運動)

第14条 第17条に規定する投票管理者及び第23条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、市民投票に付されている事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為（以下「市民投票運動」という。）をすることができない。

2 第21条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して市民投票運動をすることができない。

3 第11条第2項の規定による告示の日から投票日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該重複する期間、当該市民投票に係る市民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政

党その他の政治団体をいう。)、衆議院名簿届出政党等(同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)又は参議院名簿届出政党等(同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)を含む。)がする選挙運動(同法第13章の規定に違反するものを除く。)又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動(同章の規定に違反するものを除く。)が、市民投票運動にわたることを妨げるものではない。

- 4 市民投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票資格者名簿の調製)

第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿(第12条第3項の規定による告示の日の前日(同条第4項の規定により投票日を変更する場合にあっては、市長が別に定める日)現在(投票資格者の年齢については、投票日現在)の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

- 2 投票資格者名簿は、次条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者(投票資格者名簿に登録された者に限る。)からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。
- 4 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に書面により市長に異議を申し出ることができる。
- 5 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、その申出を受けた

日から7日以内にその申出が正当であるかないかを決定しなければならない。

この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その申出人を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

6 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票区及び投票所)

第16条 投票区及び投票所(第21条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。次条及び第20条第3項において同じ。)は、規則で定めるところにより設ける。

(投票管理者及び投票立会人)

第17条 市長は、規則で定めるところにより、投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票資格者名簿の登録及び投票)

第18条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第19条 市民投票の当日(第21条第1項に規定する期日前投票にあつては、当該投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法等)

第20条 市民投票は、事案ごとに1人1票の投票とする。

2 市民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、市民投票の

当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票することができない。

3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、自ら、投票所において、市民投票に付されている事項に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは投票用紙の反対の記載欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。

4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

5 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(期日前投票等)

第21条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第3項及び第24条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

4 前条第3項及び第24条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

(開票区及び開票所)

第22条 開票区は、市の区域による。

2 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

3 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第23条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(投票の効力等)

第24条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。

2 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) ○の記号を賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのかを確認し難いもの
- (6) 白紙投票
(投票結果の告示等)

第25条 市長は、市民投票の結果が確定したときは、直ちに、これを告示するとともに、次の各号に掲げる市民投票の区分に応じ当該各号に定める者に当該告示の内容を通知しなければならない。

- (1) 市民請求による市民投票 当該市民請求に係る代表者及び市議会議長
- (2) 議会請求による市民投票 市議会議長
- (3) 市長発議による市民投票 市議会議長
(投票結果の尊重)

第26条 一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、議会及び市長は市民投票の結果を尊重しなければならない。

2 一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、市民においても市民投票の結果を尊重するものとする。

(再請求の制限期間)

第 27 条 この条例による市民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求を行うことができない。

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日において、改正法第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されていた居住地が本市にあった者であって、改正法の施行の日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものについては、当該外国人登録原票に登録されていた居住地が改正法の施行の日の前日まで引き続き本市であった期間を、本市の住民基本台帳に登録されている期間に通算して第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定を適用する。

生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年6月10日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として規則で定めるもの

（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、生駒市職員の勤務時間、休暇等に関

する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）第14条に規定する特別休暇のうち規則で定めるものを取得することとなったこと。

- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更

新することができる。

- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての生駒市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

2 生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(生駒市職員定数条例の一部改正)

3 生駒市職員定数条例(昭和42年4月生駒市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第1項の規定により同項の配偶者同行休業をしている職員

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 生駒市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月生駒市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第19条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年2月生駒市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第21条 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

議案第 48 号

生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年6月10日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例

(生駒市体育施設条例の一部改正)

第1条 生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール（以下これらを）」を「生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート及び生駒山麓公園テニスコートを除く体育施設（以下）」に改める。

別表第3の2の表備考第2項から第4項までの規定、別表第3の5の表備考第3項及び第4項並びに別表第3の6の表備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

(生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例（平成26年3月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第1の(1)の表、別表第1の(3)の表及

び別表第1の(4)の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館」を「生駒市生駒北スポーツセンター体育館」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場」を「生駒市生駒北スポーツセンター野球場」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート」を「生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の1の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館」を「生駒市生駒北スポーツセンター体育館」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の3の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場」を「生駒市生駒北スポーツセンター野球場」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の4の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート」を「生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の7の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド夜間照明」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド夜間照明」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

議案第 49 号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年6月10日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「前条第1項第1号から第9号まで」を「前条第1項第1号から第9号の2まで」に改める。

第21条第2項及び第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第45条に次の1号を加える。

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

議案第 50 号

生駒市監査委員の選任について

生駒市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 藤 本 勝 美

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成26年6月10日提出

生駒市長 山 下 真

